

新たに営業を始める皆さまへ

## **食品衛生法に基づく営業許可の新規申請手続きについて**

新たに飲食店や食品製造の営業を始められる方は、食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要があります。なお、平成30年の食品衛生法改正に伴い、一部の許可業種については、届出業種に変更となりました。

営業許可が必要となった方については、新規許可の流れは次のとおりですので、ご確認のうえ、保健所へ申請してください。

※自動車による営業をされる方は、別紙「自動車での営業許可に関して」もご覧ください。

※営業を承継される方は、手続きが異なりますのでお申し出ください。

### 手続きの流れ

#### 1 事前相談

どのような営業を行うのか、具体的に定まった段階で保健所へご相談ください。新規申請に必要なものについて、職員から説明がありますので、申請書類の作成準備を始めてください。営業内容によって必要な書類が変わります。裏面をご確認ください。

#### 2 申請受付

相談後、申請書、必要な書類、必要な手数料（現金）を持って、保健所へ申請してください。この時、施設検査の日程調整を行いますのでご自身のスケジュールを確認のうえ、職員へお伝えください。

※立入できる曜日は決まっていますのでスケジュール調整にご協力ください。

#### 3 施設検査

提出された、図面、器具一覧等の書類と施設の双方に相違がないか、定められた施設基準に合致しているかどうかの検査を行います。検査にかかる時間は、施設の規模にもよりますが、おおよそ15～30分です。※施設の改善が必要な場合は、支持があります。

#### 4 許可決定

立入の結果を踏まえ、許可の決定を審議します。事務手続きに1週間程度かかります。

#### 5 許可証の発行

営業許可証が発行された後、郵送（普通郵便）による交付、若しくは、保健所へ来所していただき交付します。（急ぎで必要な方は必ず、来所していただいています。）

#### 6 営業開始

施設に新しい許可証と食品衛生責任者の氏名を掲示し、営業を開始してください。

開始後に、各種事項に変更が生じた際は、変更の届出が必要ですので、保健所までご相談ください。

### 必ず用意するもの

- 営業許可申請書
- 営業設備の概要  
(設備一覧、店舗周辺地図)
- 平面図面 (寸法が入ったもの)
- 資格を証明する免許証等  
(調理師免許、養成講習会修了証等)
- 養成講習会受講誓約書 (資格の無い者)
- 食品衛生申請等システム事業者 ID
- 手数料

### 場合によって必要なもの

- 登記事項証明書※6ヶ月以内のものコピー可  
(法人が申請する場合に限る)
- 水質検査結果  
(水道水以外を使用する場合に限る)
- 食品衛生管理者届
- 営業計画書 (長期臨時営業に限る)
- 下処理施設の概要がわかるもの  
(長期臨時の営業に限る)
- 取扱い品目及びテント内平面図  
(長期臨時営業に限る)
- 食品の製造工程等参考になる書類  
(製造業に限る)
- 車検証 (自動車による営業に限る)

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/link.do>



### <申請手数料 一覧> R3.6.1 改定

飲食店	20,500 円	菓子製造業	17,700 円	麺類製造業	17,700 円
食肉販売業	12,300 円	魚介類販売業	12,300 円	魚介類競り売り営業	26,200 円
食肉製品製造業	26,200 円	食肉処理業	26,200 円	乳製品製造業	26,200 円
清涼飲料水製造業	26,200 円	そうざい製造業	26,200 円	冷凍食品製造業	26,200 円
密封包装食品製造業	26,200 円	複合型そうざい製造業	33,600 円	複合型冷凍食品製造業	33,600 円
漬物製造業	17,700 円	食品の小分け業	17,700 円	豆腐製造業	17,700 円
みそ又はしょうゆ製造業	20,500 円	水産製品製造業	20,500 円	アイスcream類製造業	17,700 円
食用油脂製造業	26,200 円	酒類製造業	20,500 円		

メモ欄

### 問合せ先

北海道滝川保健所 (北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室)

生活衛生課食品保健係 ☎ 0 1 2 5 - 2 4 - 6 2 0 1 (代表)

### 担当者

本日 ( 月 日 ) 対応したのは、( ) です。